



くるめの農業を守る、2つの担い手のかたち

力を合わせて大きな力に **集落営農**



● 地域内の農家が組織をつくり、農業生産を共同して行う活動のことを集落営農といいます。①転作田の団地化、②機械の共同利用、③生産から販売までの共同化などを行います。集落営農組織の活動も公的な支援が受けられます。

地域農業を担う **認定農業者**



● 経営改善を行おうとする農業者が農業経営改善計画を作成・申請します。市の基準に適合し、認定を受けると認定農業者となります。認定農業者には低利融資制度、農地流動化対策、基盤整備事業など各種施策が重点的に実施されます。